

媛社労発第97号
平成25年10月1日

平成25年度
倫理研修受講対象者 各位

愛媛県社会保険労務士会
会長 横本 恭弘
(公印省略)

平成25年度倫理研修の開催について（ご案内）

当会の業務運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、会則第49条の2及び、全国社会保険労務士会連合会会則第47条の2の規定に基づき、個人会員が5年に1回必ず受講しなければならない義務研修として、職業倫理の保持を目的とした、倫理研修を実施しております。

本研修は、司法への参入等により社会保険労務士の業務範囲が拡大し、我々社会保険労務士の法律専門家としての社会的責任が一層高まったことを契機として、これまで以上に職業倫理の意識を高めるために実施することとなったものです。

つきましては、貴殿は本年度の受講対象者となっておりますので、本研修の趣旨をご理解いただき、必ず受講していただきますようお願い申し上げます。

記

1 開催日時・場所

平成26年2月6日（木）13時00分～17時00分

東京第一ホテル松山 2階 コスモホール

(松山市南堀端町6-16 TEL 089-947-4411)

2 研修内容及び実施方法

(1) 研修内容

社会保険労務士の職業倫理及び品位保持にかかる事項等

(2) 実施方法

現時点で想定されている内容は、次のとおりです。

- ① 講師による集合形式
- ② 事例解説において設定された「設例問題」に関するグループディスカッション

3 受講料 無料（交通費等にかかる実費は自己負担となります。）

4 研修教材の提供について

研修当日会場で配付します。

なお、グループディスカッションの設例問題は、「月間社会保険労務士12月号」に事前学習用として掲載予定のため、あらかじめ自己学習をお願いします。

5 受講猶予の申出等について

連合会が定める事由により、事前に受講できないことが明らかな場合は、当会へ、様式1「倫理研修受講猶予に関する申出書」（以下「申出書」という。）による申出を行ってください。ただし、翌年度開催される倫理研修を受講しなければなりません。

(連合会が定める事由)

- (1) 身体・健康上の理由
- (2) 同居の親族、配偶者及び三親等内の親族の療養看護
- (3) 出産
- (4) 住所等の変更により、所属する都道府県会が変更することで、受講が不可能になる場合
- (5) 社会通念上受講が不可能であり、会長が認めるもの

(猶予措置の効力等)

- (1) 申出書の提出をもって猶予措置となります。ただし、申出書に記載された事由が連合会の定める事由に該当しないと判断された場合は、申出が無効となる場合があります。
- (2) 申出の際は、該当する理由のチェック欄にレ点を記入してください。
- (3) 申出書とは別に、事由についての証明となる書面を提出していただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 上記の連合会が定める事由の(4)の場合には、新たに入会される予定の都道府県会へ受講猶予の申出を行ってください。

なお、当会の倫理研修受講対象者の中で、新たに入会される予定の都道府県会の開催状況によっては受講可能な場合もありますので、受講猶予の申出の前に、同会へ確認してください。

6 受講しなかった場合について

上記5受講猶予の申出等についてにより、猶予措置となった場合を除いて、受講しなかった場合は、別紙2「倫理研修未受講の理由報告書」により、倫理研修開催日から14日以内に当会へ報告してください。

- (1) 報告の事由が、「連合会が定める事由」に該当する場合は、「受講猶予」となります。
- (2) 報告の事由が、「連合会が定める事由」に該当しない場合又は報告がなかった場合は、「指導」の対象者となります。
- (3) 報告の際は該当する理由のチェック欄にレ点を記入してください。

(注)「指導」について

指導の対象となった場合は、翌年度（平成26年度）の倫理研修を必ず受講いただくとともに、各種公的委員、アドバイザー又は講師等の募集派遣に際し推薦されませんのでご注意ください。

7 遅刻等の取扱いについて

遅刻、早退を合せて30分以上となった場合は、受講しなかったものとして取扱うこととなりますので十分ご注意ください。

(様式1)

平成 年 月 日

倫理研修受講猶予に関する申出書
(兼次年度受講誓約書)

愛媛県社会保険労務士会
会長 横本 恭弘 殿

_____社会保険労務士会会員
(登録番号 _____)

氏名_____

私は、下記の事由により平成25年度倫理研修に参加できませんので、
受講猶予の申出をいたします。

つきましては、次年度(平成26年度)の倫理研修を必ず受講いたします。

記

事由：(以下の理由を選択し、チェック欄(□)にレ点を記入)

- 身体、健康上の理由
- 同居の親族並びに配偶者及び三親等内の療養介護
- 出産
- 住所の変更により、所属する都道府県会が変更することで、受講が不可能になる場合
- 社会通念上受講が不可能であり、都道府県会会長が認めるもの(受講が不可能となる理由を具体的に記入してください。)

(_____)
以上

※本用紙は、コピーを取ってお手元に保管してください。

(様式2)

平成 年 月 日

倫理研修未受講の理由報告書
(兼次年度受講誓約書)

愛媛県社会保険労務士会
会長 横本 恭弘 殿

_____社会保険労務士会会員
(登録番号 _____)

氏名 _____

私は、下記の事由により 平成 25 年度倫理研修を受講できませんでした。
つきましては、次年度(平成 26 年度)の倫理研修を必ず受講いたします。

記

事 由：(以下の理由を選択し、チェック欄 (□) にレ点を記入)

- 身体、健康上の理由
- 同居の親族並びに配偶者及び三親等内の療養介護
- 出産
- 住所の変更により、所属する都道府県会が変更することで、受講が不可能になる場合
- 社会通念上受講が不可能であり、都道府県会会長が認めるもの(受講が不可能となる理由を具体的に記入してください。)

(_____)

以上

※本用紙は、コピーを取ってお手元に保管してください。